

Title	古版経済書解題：ヴィルヘルム・フォン・ホルニツク著 一千六百八十四年版 唯だ意図すれば、壘太利は万国に優越するを得可きである
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.9 (1937. 9) ,p.1367(137)- 1377(147)
JaLC DOI	10.14991/001.19370901-0137
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370901-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

如き、南北アメリカ、ヨーロッパ、東洋の各地に支社及び姉妹會社を所有してゐる。その他金屬トラスト、鋼鐵トラスト等皆同様に全世界に支店網をめぐらしてゐる(註五)。

(註四) 『メカニック』アメリカ合衆國の資本輸出『世界經濟叢書』第七、アメリカ資本主義の諸問題、二二四―五頁。

(註五) 『メカニック』前掲書、二一五―六頁。

今この直接投資をヨーロッパだけについてみれば、四七%が各種工業、一七%が石油業、一一%が運輸交通業、一〇%がアメリカ生産品の販賣業に投ぜられてゐる。各種工業の中でも、電氣工業は直接投資總額に對して二二%、自動車及び附屬品工業は六%、農工各種機械工業五%、金屬工業四%(その中五分ノ三は鐵及び鋼鐵)、食料品三%、織物工業二%を、各々占めてゐる(註六)。

(註六) H. A. Luft, Das Expansionskapital der Vereinigten Staaten, Der deutsche Oekonomist, den 15. Mai 1931, S. 748, 750.

以上はアメリカ資本の戦後に於ける世界的進出の概観であるが、一九三〇年以降は世界經濟不況のために、英吉利の場合と同様に殆んど杜絶して了つてゐる。而してその再開は、世界經濟建直しのための必要條件であると同時に、又世界經濟の動搖減少の如何に依存してゐる、といふ矛盾に立つてゐるのであるが、この間に於ける英米兩國の資本輸出政策に就いては稿を更めて之を論ずるであらう。

古版經濟書解題

ヴァイルヘルム・フォン・ホルニク著一千六百八十四年版『唯だ意圖すれば』
埃太利は萬國に優越するを得可きである』

高橋誠一郎

『唯だ意圖すれば、埃太利は萬國の上に優越するを得べきである』(Oesterreich über alles, wann es nur will. Das ist: wohlmeinender Fürschlag, Wie mittelst einer wohlbestellten Lands-Oeconomie, die Kayserl. Erbland in kurzem über alle andere Staat von Europa zu erheben, und mehr als einiger derselben, von denen andern Independent zu machen. Durch einen Liebhaber der Kayserl. Erbland Wolfahrt.)と題する書が初めて出版せられたのは一千六百八十四年の夏であつた。此の初版本には出版の場所も出版者の氏名も記されてゐない。再版は同年秋、ニュルンベルグに、三版は恐らく初版と同一の出版者によつて翌八十五年に、四版は一千七百〇七年春ライプツヒヒに於いて出版せられ、其の後、同八年のレダンスブルグ版、同十九年版(出版地の記載なし)、同二十三年のレダンスブルグ版、同二十七年の同地版、同二十九年のフランクフルト・アム・マイン版、同五十年版、同五十三

年のフランクフルト及びライプツヒ版、同六十四年のレゲンスブルグ版を出し、更らに同八十四年には Herrn Johann von Hornek's Bemerkungen über die österreichische Staatsökonomie. 〇題下に伯林に於て出版せられたる。以上は主としてイスマ・ミンテルネマンの記述に據る。(Ianna-Sternegg, Ueber Philipp Wilhelm von Hornick, in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Neue Folge, II Band, 1881, S. 194-195.)。ホニクハの『國家學辭典』の記す所は幾分これと異なる。(Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 2 Auf., IV Band, 1900, S. 1230.)。

本書の著者はフィリップ・ヴィルヘルム・フォン・ホルニク (Philipp Wilhelm von Hornick) である。ホルニクの姓は Hornick, Hörnigk, Horneck, Hornicke, Hornig 等種々に綴られてゐる。又、彼れの第一名は時にパウル (Paul) 若しくはフリードリッヒ (Friedrich) と記されてゐる。彼れは一千六百三十八年マインツに生れ、若くして其の父に伴はれて維納に上つた。彼れの父ルートヴィヒ・フォン・ホルニクはライオンランドに於いて醫を業として居つたが、加特力教に改宗して授爵せられ、奥太利帝國の顧問官の一人と爲り、一千六百六十七年に歿した。ホルニクはインゴールシュタットに於いて法律を學び、一千六百六十一年、同地に於いて法學博士の稱號を授與せられた。彼れは多く維納に居住し、西班牙のフランチェスコ教團僧にして一千六百七十五年にクロアチーエンの僧正と爲つたクリストフル・ロージャス (Cristofal Rojas) と共に、一千六百七十九年より政治上の使命を帯びて獨逸の最有力なる新教諸君主の宮廷を歴訪し、而して一千六百九十年の頃、パッサウの僧正侯、樞機員ラムベルグ (Fürstbischof von Passau, Kardinal Lamberg) の秘書官と爲り、次いで同九十五年、樞密顧問官に擧げられ、一千七百十三年維納に於いて逝去した。

Oesterreich
 Über alles
 wann es nur will.
 Das ist:
 wohlmeinender
Fürschlag
 Wie mittelst einer wol-
 bestellten Lands-Oecono-
 mie, die Kayserl. Erbland in kür-
 zem über alle andere Staat von Euro-
 pa zu erheben / und mehr als einiger
 derselben / von denen andern In-
 dependent zu ma-
 chen.
 Durch einen Liebhaber
 der Kayserl. Erbland
 Wohlfahrt.
 Gedruckt im Jahr Christi
 1684.

彼れの最初の政治上の著作は一千六百八十一年に上梓せられた Hippophilii Galeacci de Cornelii Francopolitae wahrer Bericht von dem alten Königreiche Austrasien und Klarer Beweis, dass die von Frankreich ersonnenen Ueber-Rheinischen Dependents sich nothwendig über das ganze Hoch- und Nieder-Teutschland diess- und jenseits des Rheins mit inbegriffen der Schwetz und vereinigte Niederland, wie auch über enig benachbarte Königreich und Länder erstrecken oder aber der Rheinstrom und was jenseit desselben dem Rhein zugehöriges gelegen durch unverlängte, kräftige Gegenwehr müsse gerettet werden. じゆじゆ 佛蘭西に對する彼れの憎惡の念は既に此の書中に現れ、獨逸帝國の諸君主を政治的に結合し、強大なる軍隊を以つて佛蘭西の併合計畫を阻止せんと主張するものじゆじゆだ。(此の書は一千七百〇八年 Franco-Germania, das ist Hippophilii Galeacci de Cornelii Francopolitae Bericht von den Königreichen Austrasien, Lothringen und Germanien, denen französischen erdichteten Berechtigungen über dar römische Reich entgegengestellt, enthält eine Vorrede, aus welcher die Autorschaft unseres H. hervorgeht と改題して再版された)。而も彼れの名を永く後世に傳へしめたものは、吾人が茲に紹介せんとする『埃太利は萬國の上に優越する』一卷である。彼れは有名な『政論』(Politischer Discurs, von den eigentlichen Ursachen des Auf- und Abnehmens der Stadt, Länder, und Republicken, in Specie, wie ein Land volckreich und nahrhaft zu machen und in eine rechte Societatem civilem zu bringen, 1667.) の著者 ヴェンジャール (Johann Joachim Becher) と姻戚關係を有し(彼れはヴェンジャールの義兄弟若しくは女婿と記されてゐる)、幾分其の國民經濟上の觀念及び計畫を彼れに負ふものである。是れが爲めに、本書を以つてヴェンジャールの著者と看做す者すら存して居た。(Cf. Inama-Sternegg, a. a. O., S. 195-197.)

二

此の書は實に一千六百八十年より一千六百八十四年に互つて獨逸、殊に埃太利の受けたる怖る可き政治的事變の生々しい印象の下に草せられたものである。ルイ十四世は一千六百八十年には、宮中伯、トリール選舉侯、其の他に屬せる諸領域を佛蘭西に併合するの判決を下すが爲めにメッツ其の他に「舊領編入裁判所」(Reunionskammer)を設立し、八十一年には土耳其の來寇に由る獨逸の困厄に乗じてストラスブルグ及びカーザールを征服し、八十三年には西領ネーデルランドに侵入し、八十四年にはルクセンブルグ及びトリールを占領した。埃國は斯くの如き屈辱を佛國より受くると共に、一千六百八十三年にはカラ・ムスタファ (Kara Mustapha) の率ゆる土耳其人の爲めに戦慄す可き攻圍を受けた。(Wilhelm Roscher, Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland, 2 Aufl., 1924, S. 290.)

彼れは此の書中に於いて、特に一國民の力は主として其の隣國民の其れと比較せられたる其の資力に依頼することを主張する。一國民が現今強大にして富裕であるか否かは、其の兵力及び富の多寡に依頼するに非ずして、主として其の隣國民が是れに比して有する所多きか少なきかに依頼する。蓋し、強大であり富裕であることは、彼れ等がより微弱であり貧困なることに對する比較的の事項 (Relativo) と爲れるが故である」と。佛蘭西、英吉利、和蘭其の他は過去一百五十年間に於いて偉大なる進歩を遂げた。(Oesterreich über Alles, 1684, S. 29.)。獨逸は是れ等諸國に後れを取らざるのみならず、彼れ等に優越するが爲めには、彼れ等をして偉大ならしめたる諸方策を採用しなければならぬ。是れ等の方策を論ずるに當つて、彼れは、特に國家的利害に對する貴金屬の關係に關する其の意見に於いて、彼れが徹底せる重金主義者たることを示してゐる。彼れは、埃太利が其の不倶戴天の大敵より不

必要にして無益なる外國貨物を購入するが爲めに「吾人の最良なる血液、吾人の體力の最内部の骨髓たる吾人の金銀」を巨萬の額に於いて流出せしむることを抑制せんことを努めた。(a. a. O., S. 11-12.)。而も彼れの思想の主眼は國家の自給自足に存して居つた。従つて富に關し、又、有利なる貿易差額に對する彼れの觀念は決して狹隘なるものではなかつた。彼れは、和蘭及び佛蘭西をして幾多の戦役にも拘らず、今日の如き繁榮を來さしめ、而して目下英國人によつて佛蘭西に對して遂行せられつゝある綱領に従つて、塙國を萬邦の上に優越せしめんとするものである。

一國の自立 (Independenz) に對して全然特殊の價値が歸せられなければならぬ。勿論、一國の自立は斷じて完全なるを得ざるものではあるが、而も常に一個の理想として意圖せられなければならぬ所のものである。人間の生存に要する總べてのものは二様である。物其の者と、其の適當なる準備及び供用が是れである。前者は本質のみに依頼し、後者は一部分は本質に、一部分は人間の意志に依存する。而して物件は其の究竟の分類に於いては二種と爲る。ホルニックは一方に於いては、其の價値及び效用 (Wahrt und Nutzen) に於いて總べての他の物件に等しく、而して其の民用 (Civil-Gebrauch) の爲めに全然別種のものたる金及び銀 (洵に亦、銅) を置き、他方に於いては、榮養、被服、若しくは居住に適當するか、又は器具及び家財たるに適當するあらゆる自餘の物件を置く。單に金銀のみを有する國土は確かに富裕なる可きではあるが、而も猶ほ眞の完全及び自立を去ること遙かに遠かる可きである。蓋し、其の人民は金銀を食ふことも、着ることも能はざるが故に、斯くの如き國家は自餘の生活必需品を得るが爲めに他國に依頼せざるを得ざる可きが故である。之れに反して、金銀を除く外、他の總べての物件を有する國土は確かに前者よりも長く自足し得るも、而も尙ほ從屬的なるを免れざるものである。蓋し金銀は大多數の人間に取つ

ては缺く可らざるの觀あるが故である。斯くて又這般の國土は其の財貨を金銀と交換するが爲めに外國人の好意に依頼しなければならぬ。ゲヌア及び和蘭の如く自國の資源中には等二種の財貨の孰れをも有することのない國家は、其の商業の最も顯著なる發達を見たる際に於いてすら不安固である。(a. a. O., S. 34-37.)。著者は和蘭及び英吉利の經濟的成功の基礎を對比して、和蘭の金磁石は貴金屬を吸引するの力強く、英國の其れは之れを保持するの力が強いと説いてゐる。最も自立的なるものは支那の如き二種の財貨に富める國家である (a. a. O., S. 39.)。彼れは又、茲に、原料品に富める國家は製造業の繁盛なる國家に比して貧しきも、而も前者は、彼れ等にして單に意圖せんか、其の原料品を正しく利用して、其の缺を満すを得、斯くて又、後者よりも安固たり得ることを説いてゐる。(a. a. O., S. 41.)。

「一國の力と優越とは其の金銀の餘剰と其の自足 (Subsistenz) に取つて必要若しくは便宜なる總べての他の物件、洵に又、可能なる限り、他國に依頼することなく、自己の資源より生じたる底の總べてのもの、並びに之れと同時に其の適當なる管理、使用及び供用に存する」。(a. a. O., S. 43.)。ホルニックは「九箇條の國家經濟的主要準則」(Neun Lands-Oeconomische Haupt-Regeln) を規定する。第一に、大地と、其の上に、又、其の中に存する總べての物は最も精密に調査せられ、又、實驗せられて、國民に取つて最も有用ならしめられなければならない。金銀に關する總べてのものに對しては如何なる辛勞も費用も惜まる可きでない。第二に、國內に生ずるものであつて、其の未製の狀態に於いては使用に適せざる總べての財貨は、可能なる限り、其の國內に於いて加工せらる可きである。第三に、是れ等の準則を實行するが爲めには、人民は原料品に加工すると等しく、又、之れを生産しなければならぬ。是に於いて乎、人口の増加に留意し、而して人々をして有用なる職業に従事せしめ、又、總べての工夫を廻し

て、工匠及び職人を教育し、激勵し、而して必要な場合には國外より教師を招くことが大切である。第四に、金銀にして一度び國內に存する時は、自國に於いて採掘せられたると、産業によつて國外より招來せられたるとを問はず、是れ等のものは如何なる手段方法に於いても再び搬出せらる可きに非ずして、出來得る限り多く、國內に留まらしむ可きであり、そは又金庫財櫃中に死藏せらる可きに非ずして、常に流通裡に残存せしめらる可きである。尙ほ又、金銀は、そが直ちに破壊せられて、再び利用せらるゝことなき底の製造業に多く移らしめらる可きでない。蓋し、這般の準則にして遵守せられんか、一度び夥しき現金を備へたる國は、殊に其の國が自國の金銀坑を有するとしたならば、能く貧窮たり得ざるものであり、其の金銀にして常に流通せんか、そは絶えず富及び財産を増加せざるを得ざるものなるが故である。第五に、一國の住民は出來得る限り、内國財を以つて満足することを期し、外國産物の使用を慎まなければならぬ。第六に、外國財を輸入することが已むを得なかつたならば、是れ等のものは金銀を以つて支拂はれずして、内國品と交換せらる可きである。第七に、斯くの如き外國品は未製のまゝに輸入せられて國內に於いて加工せられ、而して製造の賃銀を利得せしめなければならぬ。第八に、精製品の形態に於いて、最大可能なる餘剩國産を金銀に代へて輸出せんことを期し、而して這般の目的を以つて、地球の端までも貿易を推進するに努めなければならぬ。第九に、可なりの品質を有する同一の内國財が國內に於いて供給せられ得るとしたならば、縦令ひ之れよりも低廉に外國財を購入することが出來るとしても、其の輸入は原則として許さる可きでない。無識なる者に取つては如何に奇異なるの觀あるにせよ、二タレルを一貨物に對しては支拂ふは、そが國內に残存するとしたならば、國外に出づる一タレルに優るものである。(a. a. O., S. 4448.)

次いで、ホルニックは埃太利があらゆる他の歐洲諸國よりも經濟的自立及び繁榮に資する天與の資質を有するこ

とを論證する。彼れは埃國に缺乏せる財貨と過剰なる財貨とに就いて述べ、同國は豊富なる貴金屬脈と鹽、麵麩、魚類、酒類其の他主要生活品の二者を同時に有するが故に、生産を増加し、有利なる貿易の差額(Balanza)を確保するを得る旨を論結する。(a. a. O., S. 50-80.) 加之、獨逸人、殊に埃國人は商工業に要する天賦の才能及び熟練に於いて缺くるものではない。(a. a. O., S. 80-92.) 然しながら、あらゆる物が猶ほ未發達の状態に於いて存することも亦、疑ひなき事實である。前掲九箇條の正しき國家經濟の準則は果して如何なる程度まで此の國に於いて遵奉せられたか。人は毫も實驗し、敢行することなく、最も豊富なる自然の財貨を利用することなくして其の儘に残し、原料を輸出して之れを精製せられたる形態に於いて二倍の價格を以つて輸入し、人口は稀薄であり、彼れ等の奢侈は多く外國産物に向ふの有様である。(a. a. O., S. 92-128.) 彼れは又、戦役と宗教改革とを以つて現在の災害の二根本原因なりと做し、(a. a. O., S. 112-113.) 戦役なく、又宗教改革なくんば、災禍は秘かに何時とはなしに忍び去つて、町、市場及び村落は遁走者によつて近傍に形成せられると説く。(a. a. O., S. 114.)

ホルニックは容易に且つ簡單に輸入品の排斥を行ひ得るものと思惟する。彼れの意見に據れば、過渡期に於いて生ず可き總べての不便は精々數年にして過ぎ去る可きである。是れ迄、埃國の市場に供給せる多數の外國人は國內に定住して、彼れ等の工業を繼續す可きである。(a. a. O., 141.) 彼れの定めたる第五準則の實行は四個の主要なる外國製品、即ち、羊毛製品、亞麻製品、絹製品並びに佛蘭西製品の輸入禁止の形態を取る可きものである。(a. a. O., S. 146.) 犯す者は國事犯を以つて處罰せらる可きである。是れに由つて、市場は國內の生産者に保證せられ、貨幣が最早外國人に渡ることなきに至る時は、少くとも年々一千万は國內に残存して、前貸資本 (Verlags-Capitalien) に轉す可きである。而して販路 (Consumption) の保證は之れに伴へる利潤の確實と相俟つて資本家 (Capitalisten)

をして彼れ等の現金を放下せしむ可きである。外國の工匠は仕事と麴麩の缺乏によつて母國に走つて、是れ等の兩者を求むるの已むなきに至る可きである。(a. a. O., S. 158-159)。彼れ曰く、吾人は神懸けて、好個の模範として、種々なる點に於いて、佛蘭西の一般國家經濟を採用す可きであると。(a. a. O., S. 164)。

著者は更らに外國貨物の禁止に對する幾多の異論に答へ、是れによつて内國の手工業者及び前貸人が甚しく其の貨物の價格を引上ぐる時は、官府は其の職權を行使し、検査を行ひ、惡計を阻止す可きであると做してゐる。(a. a. O., S. 190)。ギルド (Zunft) の制限は重要な批評を受けたのであるが、而もホルニツクは是れによつて勵行せらるゝ秩序の利益を公平に認めて居つた。藝術家及び前貸人は國家によつて更らに好遇せらる可きものである。彼れは疑念を以つて私的特權 (Privilegia privata) を觀て居つた。其の合理的目的たる販路の公益的管理は外國貨物を禁止し、而して又國內に於ける交易を自由ならしむるによつて更らによく確保せらるゝを得可きである。(a. a. O., S. 245f)。

彼れを以つて觀れば、鑛業は、其の失費が遙かに其の收益を超過せる場合に於いてすら、猶ほ繼續せらる可きものであると云ふは、パドックスたるが如くに聞えて、而も眞實である。費されたるものは國內に残り、是れによつて地上に齎されたるものは之れに下らざる高に於いて國內に入り、而して此處に残在す可きである。斯くて國家は恰も其の資本を以つて十割 (cento per cento) の利益を擧ぐる商人と等しく富裕と爲る可きである。(a. a. O., S. 265-266)。銀鑛業の如きは私人の營業として引合ふものではない。此の種の事業は之れに従事する私人をして急速に破産せしむ可きである。(a. a. O., S. 267)。著者は國家の特殊經濟 (Landes Particular-Oeconomie) と其の一般經濟 (Lands allgemeine Oeconomie) とを區別し、而して所謂官房經濟 (Camerari-Oeconomie) 即ち財政は國

家の特殊經濟であつて、斯くて又、惟り國家の一般經濟の基礎の上に維持せられ得可きものであると做した。斯くの如きは又、一般經濟に對する國家の注意が官房の單なる片手間仕事に過ぎざるものとして取扱はる可きに非ざる主たる理由である。(a. a. O., S. 6, 283)。

三

本書は其の出版の當時に於いて頗る好評であつたばかりでなく、爾後、數世代に互つて長く一般に愛讀せられ、第十八世紀に於ける奧太利の政策の上に顯著なる影響を有して居つたと傳へられてゐる。殊に一千七百六十五年より同九十年に互つて君臨した皇帝ヨゼフ二世は此の書によつて動さるゝ所が大であつたと云はれてゐる。ヨゼフは一面に於いては重農主義の信奉者中に數へらる可き人物であつたが、而も他面に於いては明かに重商主義者と稱せらる可きものであつた。

此の書は前述の如く幾多の版を重ねて、流布甚だ廣きものであつたが、今日に於いては可なりの稀觀書と爲れるものと思し、The Cameralists. The Pioneers of German Social Polity, 1909. の著者スモール (Albion W. Small) 氏の如きすら其の著中に於いて本書を論評しながら、未だ之れを讀むの機會を得ざりし旨を告白してゐる。(ibid., p. 130)。余が茲に其の表題頁を寫眞版として掲げたる私藏本は、出版地及び出版者の氏名を記載することなきに徴して一千六百八十四年の初版と見て誤りなきものと考へる。三十三節、三百〇三頁より成る袖珍判である。同じき年に出版せられた其の再版はニュルンベルグに於いてホフマン (Buchführer Joh. Hoffmann) によつて上梓せられたものである。余は本書を昨年末、伯林シュヴィツァ (J. Schweitzer) 書店より購入した。(同書店實價八十馬克)。